地域密着型特定施設入居者生活介護さくら重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
地域密着型特定施設入居者生活介護さくら（横手市指定　第0590300208号）

当事業所はご契約者に対して地域密着型特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1　事業者

（1）　法人名　　社会福祉法人　横手福祉会
（2）　法人所在地　　秋田県横手市駅前町１４番９号
（3）　電話番号　　０１８２－３８－８０３３
（4）　代表者名　　理事長　　佐々木　兼光
（5）　設立年月日　　平成２１年　８月　１０日

2　事業所の概要

（1）　事業所の種類　　地域密着型特定施設入居者生活介護
（2）　事業所の名称　　特定施設　さくら
（事業所番号　0590300208）
（3）　事業所の所在地及び電話番号
秋田県横手市駅前町１３番２２号
℡０１８２－２３－８６０２
（4）　管理者氏名　　大山　育子

3　事業の目的及び運営の方針

（1）事業の目的
要介護状態にある者（以下「利用者」という。）に対し適切な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。
（2）運営の方針
1　地域密着型特定施設入居者生活介護の職員は、特定施設サービス計画に基づき、利用者が当該施設においてその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。
2　安定的かつ継続的な事業運営に努めます。
3　地域密着型特定施設入居者生活介護の実施に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4　施設の概要

（1）　構造等

敷地　　８１９．１５㎡

建物：構造　　鉄筋コンクリート　３階建（耐火建築）

：延べ床面積　　１３０５．０２㎡

：利用定員　　２９人

（2）主な設備

設　備	室　数	面　積	備　考
居室（Aタイプ）	２４室	１９．９８㎡	
居室（Bタイプ）	２室	２３．３１㎡	
居室（Cタイプ）	３室	１９．０５㎡	
一時介護室	１室	９．７２㎡	
食堂・居間（１階）	１室	３９．７１㎡	
食堂・居間（２階・３階）	２室	５２．５１㎡	
浴室・脱衣室（１階）	１室	３５．０７㎡	特殊浴槽
浴室・脱衣室（２階・３階）	２室	８．４５㎡	
洗濯室（１階）	１室	６．６１㎡	
洗濯室（２階・３階）	２室	４．０５㎡	

5　職員体制（主たる職員）

（1）　管理者　１人（常勤：特別養護老人ホーム・短期入所と兼務）

（2）生活相談員　１人

（3）計画作成担当者（介護支援専門員）　１人

（4）介護職員　１０人以上

（5）看護職員　１人以上

（6）機能訓練指導員　１人以上（看護職員と兼務）

（7）事務職員　１人以上

（8）調理員　３人以上

6　職員の勤務体制

（1）管理者：正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務

（2）生活相談員：正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務

（3）看護職員：正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えるオンコールをとっております。

（4）介護職員：早番　　７：００～１６：００

日勤　　８：３０～１７：３０　ほか

遅番　１３：００～２２：００

夜勤　２２：００～　７：００

（5）介護支援専門員：　正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）常勤で勤務

7　地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの概要

（1）介護保険給付サービス

【食事】ご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

【排泄】ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

【入浴】入浴または清拭を週２回行います。ご利用者の状況に応じて、適切な入浴介助を行います。

【離床、着替え、整容等】寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。

【機能訓練】機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

【健康管理】看護職員により利用者の状況に応じて適切な措置を講じます。
医療が必要と判断された場合は、速やかに通院もしくは入院していただきます。
この場合には、ご利用者またはご家族の判断と責任も必要となります。
また、緊急等必要と判断された場合には、ご家族等関係者との連携の上、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

【相談及び援助】当施設は、ご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（相談窓口）　生活相談員

【社会生活上の便宜の提供】当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
行政機関に対する手続きが必要な場合には、ご利用者様及びご家族の状況によっては、代わりに行います。

（2）介護保険給付外サービス

【理美容】理美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

【日常生活品の購入代行】ご利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむを得ない場合を除き、３日前までに購入代金を添えて事務所までお申し込み下さい。

【金銭管理】ご利用者の希望により、貴重品の管理等を行います。

≪管理する金銭の形態≫　施設の指定する金融機関に預け入れている預金
≪お預かりできるもの≫　現金、預貯金通帳と印鑑、年金証書、健康保険証等
≪保管管理者≫　管理者
≪出納方法≫　預かり金取扱規程に定める手続による。

預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

（3）身体的拘束及び行動制限

事業者及び職員は、ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

2　緊急やむを得ず身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続に従って行うものとします。

（4）事故発生時の対応方法

事故が発生した場合には、応急処置および緊急受診などの必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

また、状況に応じて横手市及び秋田県平鹿地域振興局福祉環境部へ速やかに報告いたします。

(5) 緊急時の対応

サービス提供中に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

（6）急性期における医師や医療機関との連携体制について

ご利用者の慢性疾患等の状態が重度化した場合、あるいは症状が急性期となった場合には、ご利用者の主治医との連携により対応いたします。

（7）衛生管理等について

施設の用に供する施設、食器、その他の整備又は飲用に供する水について、衛生上必要な措置を講じます。

施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

8　利用料金

（1）　介護保険対象サービス利用料

要介護度		単位	利用料	利用者 1割 負担額	利用者 2割 負担額	利用者 3割 負担額	備考
基本部分	要介護1	1日	5,460円	546円	1,092円	1,638円	
	要介護2	1日	6,140円	614円	1,228円	1,842円	
	要介護3	1日	6,850円	685円	1,370円	2,055円	

	要介護４	１日	7,500 円	750 円	1,500 円	2,250 円	
	要介護５	１日	8,200 円	820 円	1,640 円	2,460 円	
加算分	サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	１日	220 円	22 円	44 円	66 円	介護員のうち介護福祉士が占める割合が７割、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	退院・退所時連携加算（入居後30日以内）	１日	30 円	3 円	6 円	9 円	医療提供施設を退院した利用者を受け入れた場合
	若年性認知症入居者受入加算	１日	120 円	12 円	24 円	36 円	対象者を受入れ個別に担当者を配置する
	看取り介護体制加算〔死亡日前31日以上45日以下〕	１日	720 円	72 円	144 円	216 円	看取り介護体制の構築・強化がされている
	看取り介護体制加算　〔死亡日前４日以上３０日以下〕	１日	1,440 円	144 円	288 円	432 円	
	看取り介護体制加算　〔死亡日前２日又は３日〕	１日	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
	看取り介護体制加算　〔死亡日〕	１日	12,800 円	1,280 円	2,560 円	3,840 円	
	夜間看護体制加算Ⅱ	１日	90 円	9 円	18 円	27 円	24時間の連絡体制がある
	認知症専門ケア加算	１日	30 円	3 円	6 円	9 円	認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の入居50%以上。専門的な研修を受けた職員を配置
	協力医療機関連携加算	１ヵ月	1,000 円	100 円	200 円	300 円	協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、入居者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催
	高齢者施設等感染向上加算Ⅰ	１月	100 円	10 円	20 円	30 円	協力医療機関との間で、感染症発生時の対応の通り決めがある

	退居時情報提供加算	1回	2,500円	250円	500円	750円	医療機関に退居する入居者の情報を同意を得て提供した場合
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	1月	100円	10円	20円	30円	サービスの質の確保や職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や改善活動を行っている
	科学的介護推進体制加算	1ヵ月	400円	40円	80円	120円	入居者毎の心身状況など基本的な情報を厚生労働省に提出・フィードバックをうけサービス計画の見直し等に活用している
	① 介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1ヵ月	注1		注1-2	注1-3	基本サービス費に各加算を加えた総単位数に加算

※ 該当する加算が算定されます。

※ 注1：総単位数に12.8%を乗じた額

※ 注1-2：「注1」で算出した2倍の額

※ 注1-3：「注1」で算出した3倍の額

（2）居住費及び食費

居住費（1ヵ月）	50,000円
食費（1日）	1,750円（朝食：450円、昼食・夕食：650円）
共益費（1ヵ月）	15,000円

（3）日常生活費、その他の費用等

レクリエーション材料費	実費
日常生活上必要な物品の購入費（おむつ代他）	実費
FAX送信料・コピー代	20円
家電品持ち込み使用料	2,000円
不用品の処分	実費
遺品等片付け料	5,000円

（4）利用料金の支払方法

利用料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

窓口での現金支払	
指定口座への振り込み	秋田銀行　横手条里支店　普通預金　１１９３８０４ 北都銀行　横手支店　　普通預金　６２６０６２６ ＪＡ秋田ふるさと　本店　　０００４０３６
指定口座からの 引き落とし	秋田銀行・北都銀行・ＪＡあきたふるさと

（５）利用料金の改定方法

サービス利用料金のうち介護保険給付対象のサービスに係る利用料金については、介護保険関係法令による介護保険給付費等の変更があった場合、変更するものとします。

2　サービス利用料金のうち介護保険給付対象外のサービスに係る利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとし、入居者及びその身元引受人に対して変更予定日の１か月前までに説明し、文書によりその同意を得るものとします。

9　苦情処理の体制

（１）当事業所の苦情受付

苦情の受付は、口頭でも、窓口に設置した苦情受付ボックスでも受け付けております。ご利用者及びその家族等の要望に応えられるよう迅速に対応致します。

○苦情受付窓口（担当者）　生活相談員

ご利用時間　月～土曜日　9：00～17：00

※代表の電話番号０１８２－３８－８０３３でも受け付けます。

（２）行政機関その他苦情受付機関

横手市役所 まるごと福祉課 介護保険係	所在地 電話番号 ＦＡＸ 受付時間	秋田県横手市中央町８－２　本庁舎内４階 ０１８２－３５－２１３４ ０１８２－３２-９７０９ 平日　8：30　～　17：15
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 ＦＡＸ 受付時間	秋田県秋田市山王４丁目２－３　市町村会館４階 ０１８－８８３－１５５０ ０１８－８８３－１５５１ 平日　9：00　～　17：00
秋田県福祉サービス 相談センター	所在地 電話番号 受付時間	秋田県秋田市旭北栄町1-5　秋田県社会福祉会館内 ０１８－８６４－２７２６ 平日　9：00　～　17：00

１０　第三者評価の有無　　（　有　・　(無)　）

１１　非常災害時の対策

（１）　防災時の対応　　消防計画書

（２）　防災設備　　火災報知器、スプリンクラー、消火栓等の消防設備を備えています。

（３） 防火訓練　　年２回の消防訓練を実施します。
そのうち１回は消防署の立ち合いにての訓練とします。

１２　高齢者虐待防止について

当施設は、ご利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１） 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者　　人権擁護・虐待防止委員会委員長

（２） 従業者に対する人権擁護・虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

（３） 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

（４） サービス提供中に、当施設の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１３　秘密保持等

（１） 事業者および事業者の使用する職員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、職員の雇用契約終了後も同様とします。

（２） ご利用者から予め文書を同意で得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、ご利用者の個人情報を提供いたしません。

１４　当施設ご利用の際に留意いただく事項

【来訪・面会】面会時間は１０：００～１６：００です。
来訪者は、必ずその都度事務職員にお声かけください。なお、嗜好品や身の回りの品を置いていかれる場合も同様にお願いいたします。

【外出・外泊】外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。なお、外泊期間中も居住費をご負担いただきます。

【食事】食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、食費は発生しません。当日のお申し出に関しては、所定の料金をいただきます。ただし、緊急の入院、通院の場合はその限りではありません。

【医療機関への受診】医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また協力医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。診療等に要する費用は、本人負担となります。受診時の付添い等は、ご家族様対応を基本としておりますが、やむを得ない場合にはご相談ください。また、受診後の結果、処方箋などは職員にお知らせ下さい。

協力医療機関　：　平鹿総合病院
協力歯科　　：　石田歯科医院

【居室・設備・器具の利用】

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者または代理人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただしその場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

【現金等の管理】預かり金取扱規程により事務所において保管、管理いたします。

【迷惑行為等】騒音等他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他のご利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

【喫煙・飲酒】施設内は禁煙です。飲酒はできません。

【感染症等発生・流行時】

施設内での蔓延防止のため、面会や外出等について制限することもありますので、ご協力をお願いいたします。

【退居に関して】

・契約書第２６条２項をご確認ください。

・居室内の荷物の整理・片付けは、基本ご家族様またはご利用者代理人の方にお願いしておりますが、やむを得ない場合には施設職員が代わって行うこともできますが、料金が発生します。また、不用品の処分については業者に依頼することもできますが、その場合は実費を請求させていただきます。

【その他】

・ハラスメント行為などより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

・職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為は行わないでください。

・無断で職員の写真や動画撮影、録音等をＳＮＳ等に掲載しないでください。

私は、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、交付しました。

説　明　日　　令和　　年　　月　　日

説明者職氏名

地域密着型特定施設入居者生活介護さくら　　管理者　　大山　　育子　　印

生活相談員　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型特定施設入居者生活介護サービスの提供開始に同意し、受領しました。

同　意　日　　令和　　年　　月　　日

利用者

住　所

氏　名　　印

利用者の代理人

住　所

氏　名　　印